

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり企画提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和5年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和5年1月5日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

(仮称)第3次世田谷区立図書館ビジョン策定支援業務委託

(2) 業務内容

世田谷区教育委員会では、平成27年5月に策定した「第2次世田谷区立図書館ビジョン」のもとで、基本理念「知と学びと文化の情報拠点」の実現をめざし、「第1期～第3期行動計画」で定めた具体的施策により図書館事業を展開している。第2次図書館ビジョンの計画期間が令和5年度で終了となることから、これまでの実績・課題等を踏まえたうえで、海外・国・都・他都市の図書館の最新の動向や情報収集、課題の整理、区民ニーズなどを分析・検討し、同時期に策定される上位計画である区の次期基本計画、(仮称)世田谷区教育振興基本計画との整合を図りながら、「(仮称)第3次世田谷区立図書館ビジョン」及び「同第1期行動計画」(以下「次期図書館ビジョン」という。)の検討、策定を行う。

なお「次期図書館ビジョン」には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)及び「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「基本的な計画」を内包するものとする。

本業務は、次期図書館ビジョンの検討、策定に係る、世田谷区の特性に合った図書館のあり方の検討支援や、国・都・他都市の図書館行政の動向や海外の図書館トレンド等の情報収集、整理・分析など、次期図書館ビジョン策定の取り組みに係る支援業務の委託を行うものである。

(3) 履行期間

令和5年4月(月上旬)から令和6年3月31日まで

2. 参加資格

次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (5) 平成25年度以降に類似の行政計画策定支援業務を受託した実績があること。

3. 企画提案書の提出者を選定するための基準

本件では企画提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4. 事業者を特定するための評価項目

(1) 実施体制に関する事項

- ・業務責任者等の実績及び経歴等
- ・配置人員、役割、区との連絡体制

(2) 類似する業務の実績

(3) 業務の実施方針

- ・関連資料、統計データ等を活用した世田谷区の図書館に関する課題の整理、分析能力
- ・関連計画及び図書館に関する計画・報告等の認識・理解状況
- ・世田谷区の特성에あった図書館のあり方の検討
- ・策定委員会等の運営支援能力
- ・独自の提案能力

(4) 見積金額及び内容の妥当性

- ・見積金額及び内容の妥当性
- ・経営状態の安定性

5. 選定方法

事業者の選定は、評価基準に基づき選定委員会にて審査し選定する。

6. 手続等

(1) 担当部課

生涯学習部中央図書館 事務調整

〒154-0016 世田谷区弦巻3 - 16 - 8 世田谷区立中央図書館 地下1階

電話 03 - 3429 - 1811 FAX 03 - 3429 - 7436

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和5年1月5日（木）から1月18日（水）まで

交付場所及び方法：区ホームページからダウンロード

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：令和5年1月18日（水）午後5時まで（必着）

提出場所：(1)の担当所管課

提出方法：持参又は郵送

(4) 企画提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：令和5年2月15日（水）午後5時まで（必着）

提出場所：(1)の担当所管課

提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便に限る。）

7. その他

- (1) 応募に関して必要な費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 審査の結果、特定された「契約優先交渉相手方」と契約締結の交渉を行う。契約不調の場合は、評価により順位付けられた上位の事業者から順に、契約締結の交渉を行う。
- (4) 参加者が次の事項の一つ以上に該当するときは、失格とする場合がある。
 - 定められた提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
 - 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。
 - 虚偽の内容が記載されているとき。
 - 審査結果に影響を与えるような工作をしたとき。
 - その他、企画提案要求説明書に違反すると認められるとき。
- (5) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号、名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 関連情報を入手するための照会方法
上記「6（1）担当所管課」及び世田谷区ホームページ